

「中部地域課題解決型エネルギー地産地消推進連携プラットフォーム」に係る規約

(名称)

第1条 このプラットフォームは、「中部地域課題解決型エネルギー地産地消推進連携プラットフォーム」と称する。愛称を「中部ぐるりんエネルギーPF」とする。

(目的)

第2条 本プラットフォームは、中部地域の新電力や再生可能エネルギー事業者等の地域エネルギー事業者が、エネルギー事業者にとどまることなく、地域における課題解決型ビジネス等の中核的な存在として次々と事業を起こして、地域の活性化や地域雇用の創出につなげていくための地域の関係者からなる緩やかなネットワークを形成し、共創的に活動を行うことで、持続可能な地域の経済循環を目指すことを目的とする。

(活動)

第3条 本プラットフォームは、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

(1) 連携・勉強の場の提供

事業戦略、外部環境変化への対応、地産地消の実現、地域貢献事業への展開など地域エネルギー事業者の課題解決につながるテーマを取り上げ、参加者の学びや相互研鑽の機会を提供

(2) マッチングの場の提供

地域エネルギー事業者が、他の地域エネルギー事業者や地域エネルギー事業者の課題解決や事業成長を支援できる事業者、機関、団体(以下、「支援機関」という。)等と出会い、連携するきっかけとなる場を提供

(3) ハンズオン支援

地域エネルギー事業者や地域エネルギーを活用した地域課題の解決等支援施策の紹介、地域プロジェクトの組成支援、支援機関の紹介等

(4) その他、プラットフォームとして必要な活動

(構成員)

第4条 本プラットフォームは、次の全てに該当する者により構成する。

(1) 中部地域に事業拠点を有するなど中部地域で事業展開する新電力、エネルギー供給事業者、支援機関、地方公共団体、国の出先機関等

(2) 地域の活性化や地域雇用の創出など地域課題を解決、又はこれを支援することに取り組んでいる者

(3) 個人では無く、所属する組織(企業、団体等)の者として活動する者

(4) 必要に応じ当事者間でNDA(秘密保持契約)を結ぶことができる者

2 本プラットフォームへの参加は、本規約の内容を十分理解した上で別に定める参加申込書を事務局に提出し、事務局の承認をもって成立する。

3 構成員は、任意に脱退することができる。

4 構成員が次のいずれかに該当する場合、事務局はメンバーを脱退させることができる。

(1) 本規約に違反又は本プラットフォームの信用を著しく害したとき

(2) 構成員が解散又は営業を停止したとき

(3) 暴力団等反社会的勢力と関係があることが判明したとき

(4) その他、本プラットフォームの運営にあたって重大な支障が生じると認められたとき

5 構成員は、本プラットフォームの活動・運営上知り得た機密情報、個人情報適切に管理し、コンプライアンスを厳守し、外部に漏らし、又は無断で使用してはならない。脱退後も同様とする。

6 本プラットフォームの参加費は、無料とする。

(事務局)

第5条 本プラットフォームの事務局は、中部経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課が担う。

(その他)

第6条 事務局は、本規約変更（軽微なものを除く。）する場合は、事前に構成員に通知をする。

2 事務局は、事業環境の変化に適切に対応していくため、当面の活動期間は2年間とし、期限到来時にプラットフォームの改廃を含め活動内容等の見直しをする。

附則

この規約は、令和4年2月21日から施行する。